主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人金森健二の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(上告趣意に他の書面の記載を援用することは許されない)また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年七月一九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	本	村	善太	郎
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	垂	水	克	己